相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県新治郡千代田町大字下稲吉二六四六番地の四、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　外岡栄之進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
事務所茨城県つくば市東新井三―四ＴＯＳビルⅣ四階
相続財産管理人　弁護士　松沼　和弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市鷺沼一丁目二五七番地一、最後の住所千葉県習志野市鷺沼一丁目一一番二八号　被相続人　亡　村山　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安川　秀穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区那古野二丁目五〇一番地、最後の住所名古屋市守山区喜多山南一五番二三号ローポ旭荘　被相続人　亡　勅使川原文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
名古屋市中区錦三丁目一番四号相互ビル三階大場鈴木堀口合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市上植野町南小路七〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永井　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
京都市中京区車屋町通丸太町下る砂金町田丸産業ビル四階　田中伸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大宮上ノ岸町八七番地、最後の住所京都市北区大宮上ノ岸町八八番地
被相続人　亡　宮島　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二四五番地二　烏丸梅田ビル八階
相続財産管理人　須田　滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市志染町井上四一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　赤松　博実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
神戸市中央区橘通一丁目一番一一号　行政ビル二〇三号室　司法書士有田優事務所
相続財産管理人　司法書士　有田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市西福間三丁目四一四七、最後の住所福岡市博多区東那珂二丁目一〇番三〇―三〇三号　被相続人　亡　津村　一徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番四号福岡舞鶴ビル六階　相続財産管理人　田中　里美

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

平成二十二年四月三十日
京都市中京区車屋町通丸太町下る砂金町田丸産業ビル四階　田中伸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大宮上ノ岸町八七番地、最後の住所京都市北区大宮上ノ岸町八八番地
被相続人　亡　宮島　泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二四五番地二　烏丸梅田ビル八階
相続財産管理人　須田　滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市志染町井上四一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　赤松　博実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
神戸市中央区橘通一丁目一番一一号　行政ビル二〇三号室　司法書士有田優事務所
相続財産管理人　司法書士　有田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市西福間三丁目四一四七、最後の住所福岡市博多区東那珂二丁目一〇番三〇―三〇三号　被相続人　亡　津村　一徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番四号福岡舞鶴ビル六階　相続財産管理人　田中　里美

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　軽貨ファイナンス・リース株式会社
代表者の氏名　代表取締役　籔内　寿樹
本店の所在地　福岡県直方市古町九番三一号
二、登録年月日　昭和三十七年六月二十七日
登録消除年月日　平成二十二年三月二十三日
三、営業保証金の額　金十五万円
四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出して下さい。
五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻されます。

平成二十二年四月三十日
福岡県直方市古町九番三一号
軽貨ファイナンス・リース株式会社
代表取締役　籔内　寿樹

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＮＥＣラーニング株式会社　ＮＥＣ田町研修センター八Ｆ　東京都港区芝四―一〇―三
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年四月三十日
東京都港区芝浦三丁目一七番一二号
ＮＥＣラーニング株式会社
代表取締役　内海　房子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年４月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①シービー・リチャードエリス株式会社　②国土交通大臣(12)第1075号　③代表取締役　トニー・インソン・チャー　④東京都港区浜松町二丁目２番12号　廃止した従たる事務所　東京都立川市曙町２―13―３　立川三菱ビル６階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区浜松町二丁目２番12号
シービー・リチャードエリス株式会社　代表取締役　トニー・インソン・チャー

①ジーピーリアルティ合同会社　②東京都知事(1)85292　③代表社員　ジー・インベストメント・ホールディング有限会社　職務執行者　森田威　④東京都港区赤坂一丁目11番44号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目11番44号　ジーピーリアルティ合同会社　代表社員　ジー・インベストメント・ホールディング有限会社　職務執行者　森田威